

図表 I-1 ミレニアム開発目標 (Millennium Development Goals)

目 標	ターゲット
① 極度の貧困と飢餓の撲滅	① 2015年までに1日1ドル未満で生活する人口の割合を1990年の水準の半数に減少させる。
	② 2015年までに飢餓に苦しむ人口の割合を1990年の水準の半数に減少させる。
② 初等教育の完全普及の達成	③ 2015年までに、すべての子どもが男女の区別なく初等教育の全課程を修了できるようにする。
③ ジェンダー平等推進と女性の地位向上	④ 可能な限り2005年までに、初等・中等教育における男女格差の解消し、2015年までにすべての教育レベルにおける男女格差を解消する。
④ 乳幼児死亡率の削減	⑤ 2015年までに5歳児未満の死亡率を1990年の水準の3分の1に削減する。
⑤ 妊産婦の健康の改善	⑥ 2015年までに妊産婦の死亡率を1990年の水準の4分の1に削減する。
⑥ HIV/エイズ、マラリア、その他の疾病のまん延の防止	⑦ HIV/エイズのまん延を2015年までに食い止め、その後減少させる。
	⑧ マラリア及びその他の主要な疾病の発生を2015年までに食い止め、その後発生率を減少させる。
⑦ 環境の持続可能性確保	⑨ 持続可能な開発の原則を国家政策及びプログラムに反映させ、環境資源の損失を減少させる。
	⑩ 2015年までに、安全な飲料水及び衛生施設を継続的に利用できない人々の割合を半減する。
	⑪ 2020年までに、少なくとも1億人のスラム居住者の生活を大幅に改善する。
⑧ 開発のためのグローバルなパートナーシップの推進	⑫ さらに開放的で、ルールに基づく、予測可能でかつ差別的でない貿易及び金融システムを構築をする。 (良い統治、開発及び貧困削減を国内的及び国際的に公約することを含む。)
	⑬ 後発開発途上国の特別なニーズに取り組む。 (①後発開発途上国からの輸入品に対する無税・無枠、②重債務貧困国(HIPC) に対する債務救済及び二国間債務の帳消しのための拡大プログラム、③貧困削減にコミットしている国に対するより寛大なODAの供与を含む。)
	⑭ 内陸開発途上国及び小島嶼開発途上国の特別なニーズに取り組む。 (バルバドス・プログラム及び第22回国連総会特別会合の規定に基づき)
	⑮ 債務を長期的に持続可能なものとするために、国内及び国際的措置を通じて開発途上国の債務問題に包括的に取り組む。
	⑯ 開発途上国と協力し、適切で生産的な仕事を若者に提供するための戦略を策定・実施する。
	⑰ 製薬会社と協力して、開発途上国において人々が安価で必要不可欠な医薬品を入手できるようにする。 ⑱ 民間部門と協力して、特に情報・通信における新技術による利益が得られるようにする。